

北海道内における卸売市場の 水産流通適正化制度実務ガイドライン

令和5年（2023年）2月24日

北海道水産流通適正化協議会

〔保存版〕

北海道内における卸売市場の水産流通適正制度実務ガイドライン

1 本文書の位置づけ

水産流通適正化法の円滑な運用のため、北海道内における卸売市場内の取引手順の大まかな目安を定めた。これにより相互の作業の見通しを立て、調整等を図ることが可能となる。

なお、本文書は法令のような義務的な規則等ではなく、共通の目安として作成した助言であり、各卸売市場や各社での実情、取引形態に応じて柔軟に取扱い願いたい。

2 本書の用語

(1) 卸売市場

卸売市場法に基づく道内の卸売市場（中央卸売市場及び地方卸売市場の両方）

(2) 漁協

自漁協に所属する漁業者の漁獲物について受託販売等を行う漁協。他漁協所属船の漁獲物を扱う場合を除く。（他所属漁船の漁獲物を漁協が扱う場合は「卸売市場」）

(3) 卸売業者

いわゆる大卸、競りの主催者。漁業協同組合が他の漁協所属船の漁獲物を荷受する場合は、これに読み替える。

(4) 買受人

(3) から卸売市場内で買受を行う者。具体的には仲卸業者、加工業者など。

(5) 場外事業者

卸売市場外取引で(3)又は(4)から買受を行う者。加工業者や小売業者など。

(6) 発番

漁獲番号又は荷口番号を新規に構成して販売先に伝達すること。

3 卸売市場の概要等

(1) 卸売市場の特徴

鮮魚の鮮度維持を優先する必要から、以下の特徴がある。

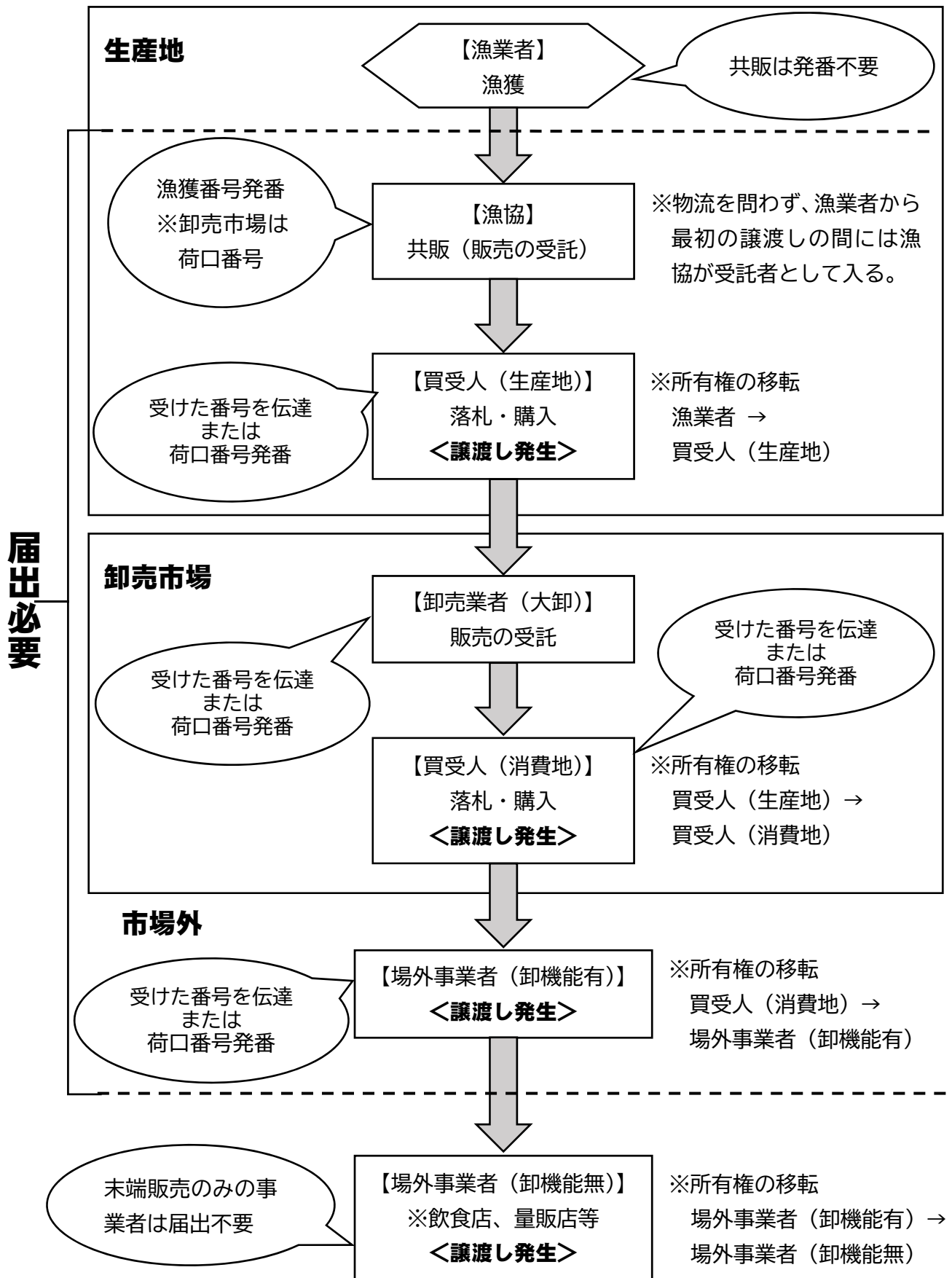
- ① 卸売市場は早朝に着荷した荷物について買受人に販売（譲渡し）を行い、買受人は当日の午前中に場外への販売（譲渡し）を終える、極めて短時間での売買を行う。
- ② 当日に漁獲物を確認して売買を決定することから、当日まで仕入量や販売先の予測が立てにくい。①を予め書面で準備しておくことは難しい。
- ③ 販売委託の場合、法律上の譲渡しと物流の見かけが一致しない。

(2) 流通過程の整理

- ・ 基本的な流れは【図1】のとおり。
- ・ 漁獲から場外事業者までへの譲渡しを、最短で当日午前中までに完了する必要がある、実務上は、仕入先の発番より先に販売先を決める場合がある。

⇒ 既存の流通を極力妨げず、発番の運用を行う必要がある。

【図1】 漁獲～卸売市場の場外事業者までの基本モデル



注1) 買受人（消費地）は、他の卸売業者への販売（買受人（産地））以外を行う者

4 手順の概要

(1) 卸売業者

- ① 予め買受人（生産地）が採捕事業者又は取扱事業者の届出を有することを確認する。
- ② 競りが終了後、卸売業者は買受人（生産地）の漁獲番号等を待たず、荷口番号を買受人（消費地）へ速やかに発番する。

【推奨】違法な取引を行う者が番号を推測して悪用するおそれがあることから、下三桁（任意番号）をランダムな番号とする。

- ③ 買受人（生産地）からの漁獲番号等が到着次第、②で発番した荷口番号と結びつける。

(2) 買受人（消費地）

- ① 競りが終了後、買受人（消費地）は卸売業者の発番を待たず、荷口番号を販売先の場外事業者へ速やかに発番する。

【推奨】下三桁は全国水産物卸組合連合会（全水卸組連）のルール（別表）に従う。

- ② 卸売業者からの漁獲番号等が到着次第、①で発番した荷口番号と結びつける。

【別表】

アワビ	001
ナマコ	002

【①②の代替】卸売業者が発番した荷口番号を、そのまま販売先の場外業者へ伝達する。

※ 当該方法は、販売先の場外事業者が飲食店等へ納品する場合、時間不足になりえる。

5 番号の伝達方法等

(1) 漁協

発番区分	漁獲番号又は荷口番号（卸売市場を運営する漁協は全て荷口番号）※
発番方法	電算システムによる自動発番
任意番号	ランダム（電算システムが自動生成）
伝達方法	請求書に漁獲番号等を印字（一部の卸売市場にはオンライン接続で伝達）

※ 荷口番号を発番する漁協も、採捕事業者の届出は完了済。

(2) 卸売業者

発番区分	荷口番号
発番方法	電算システム等による自動発番 又は 手動発番
任意番号	【推奨】ランダム
伝達方法	（方法1）請求書に荷口番号を印字（電算システム） （方法2）請求書に数字回転スタンプで印字 （方法3）漁協と卸売市場の電算システムをオンライン接続

(3) 買受人（生産地・消費地）

発番区分	荷口番号
発番方法	漁協（生産地）又は卸売業者（消費地）から受領した番号
任意番号	【推奨】ランダム 又は 全水卸組連ルール
伝達方法	請求書に数字回転スタンプで印字（電算システム等も可）

6 漁業者（または漁協）の直接持込について

漁業者（または漁協）が荷物を直接、自所属漁協以外の卸売市場に持ち込む場合がある。この際に、物流は同じように見えても、商流（契約、支払）を見ると異なる場合がある。

買受人については、いずれの場合も卸売業者から仕入れることから、漁業者（または漁協）の影響を受けず、「4 手順の概要」の手順を適用すれば良い。

(1) 所属漁協が関与する場合

① 状況

- ・物流では、漁業者（または漁協）が直接卸売市場へ持ち込んでいる。
 - ・商流では、漁業者が所属漁協へ販売委託し、卸売市場へ渡している。
- ※ 卸売市場は、漁業者個人ではなく所属漁協へ販売代金の支払を行っていることで判別できる。
- ※ 所属漁協が関与する場合、漁業者自身は採捕事業者の届出、発番、番号受領のいずれも不要。

② 対応手順

- ア. 漁業者（または漁協）が、卸売市場に持ち込む。
- イ. 卸売市場は、販売後に荷口番号を発番して番号等の必要情報を伝達する。
【伝達先】仲卸等の販売先（保存義務）、漁業者の所属漁協（任意保存）
- ウ. 所属漁協は、イ. で受領した情報を電算システムに入力し、販売証明書（慣例的に請求書を発行している場合は請求書）により漁獲番号を発番して卸売市場に伝達する。
- エ. 所属漁協及び卸売市場は、相互に受領した資料を3年間保管しておく。

【図2】物流・商流・番号の流れ

物流		漁業者 → 卸売市場			卸売市場 → 仲卸等		
		漁業者 →	所属漁協が集荷	→ 卸売市場	卸売市場 →	仲卸等	
商流		漁業者 → 所属漁協			卸売市場 → 仲卸等		
番号	発番・伝達	-	-	漁獲番号（義務）	×	荷口番号（義務）	-
	保存	-	-	荷口番号（任意）	×	漁獲番号（義務）	荷口番号（義務）

(2) 所属漁協が関与しない場合

漁業者が漁獲番号を発番して卸売市場に伝達する。漁業者は事前に、採捕事業者の届出を完了している必要がある。卸売市場は、所属漁協への連絡等は一切不要。

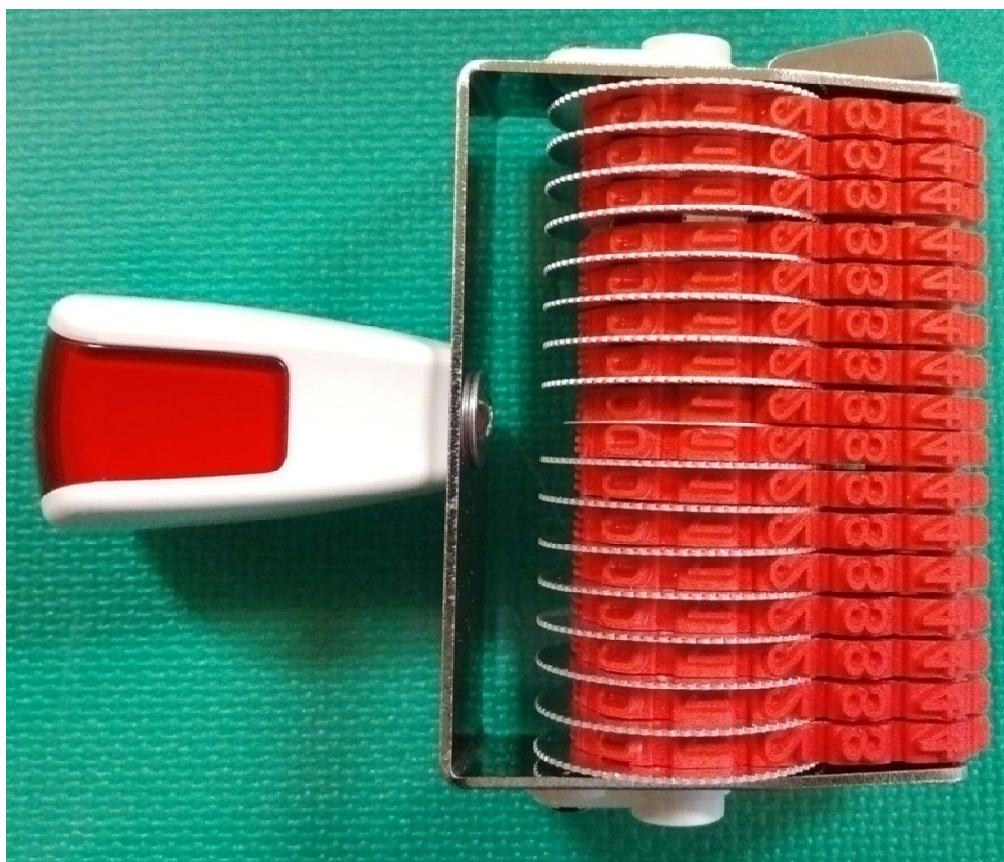
7 数字回転スタンプの規格

当該ガイドライン策定時点で、16桁の数字回転スタンプの既製品は存在しないため、特注品を用いる必要がある。豊洲中央卸売市場及び札幌市中央卸売市場で一般的に用いられている伝票類をもとに検討した、国内の一般的な製造者でも製造・納品が可能な規格である。

材質やサイズ等の変更は可能であるが、既製品より大幅に桁数が多いので耐久性等に留意する必要がある。また、印面部の字体等を変更する場合は、取引先へ確実に伝達できる文字サイズ及び可読性の高いフォントを選択する必要がある。

部品の名称	材質等	規格等
フレーム部	金属製	67.5mm×48.2mm×18.0mm ストッパー付き
ハンドル部	樹脂製	25.0mm×45.0mm×25.0mm
回転子	金属製	28.0mm×28.0mm×0.5mm 16個
印面部	赤ゴム	62mm×2mm 16連10段、ゴシック体（4号）

【図3】製品例



○問合せ先

〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部水産局水産経営課内

北海道水産流通適正化協議会事務局

TEL : 011-204-5464 (直通)